



発行 新潟県

第50号

令和2年7月3日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 規 則

46 新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(子ども家庭課)

## 告 示

768 土壌汚染対策法による汚染されている区域の指定(環境対策課)

769 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)

770 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)

771 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)

772 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)

773 農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の変更承認(地域農政推進課)

774 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)

775 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)

776 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)

777 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)

778 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)

779 道路の区域変更(道路管理課)

780 道路の供用開始(道路管理課)

781 道路の区域変更(道路管理課)

782 道路の供用開始(道路管理課)

## 公 告

令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の場所の変更(建築住宅課)

## 病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

## 人事委員会規則

6-1853 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

## 人事委員会公告

令和2年度新潟県職員採用試験(短大・高校卒業程度)及び新潟県市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験の実施(人事委員会事務局総務課)

令和2年度新潟県警察官A(大学卒業者)採用試験及び警察官B(大学卒業者以外)採用試験の実施(人事委員会事務局総務課)

## 教育委員会告示

12 新潟県市町村立学校臨時職員取扱規定の一部改正(義務教育課)

規 則

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第46号

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和46年新潟県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(据置期間の延長) <b>第6条の2</b> 令第8条第6項、令第31条の6第6項又は令第37条第6項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の2）を知事に提出しなければならない。	(据置期間の延長) <b>第6条の2</b> 令第8条第5項、令第31条の6第5項又は令第37条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の2）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第768号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
燕市東太田字下組屋敷3461番15の一部及び3461番16の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

◎新潟県告示第769号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和2年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
いわしや薬局	上越市本町3-2-24	精神通院医療	令和2年7月1日
あかり調剤薬局	新発田市中央町4-11-23-2	精神通院医療	令和2年7月1日

クスリのアオキ半田薬局	柏崎市半田2-6-23	精神通院医療	令和2年7月1日
さくら薬局 赤泊	佐渡市赤泊61	精神通院医療	令和2年7月1日
小出病院訪問看護・リハビリステーションさくら	魚沼市日渡新田34	精神通院医療	令和2年7月1日

## ◎新潟県告示第770号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年7月3日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人社団坂内小児科医院	三条市南新保1-3	精神通院医療	令和2年7月1日
てらざわ調剤薬局	五泉市寺沢3-2-2	精神通院医療	令和2年7月1日
オレンジ調剤薬局	長岡市上岩井6809	精神通院医療	令和2年7月1日

## ◎新潟県告示第771号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年7月3日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
山本薬局	糸魚川市梶屋敷48	精神通院医療	令和2年3月1日

## ◎新潟県告示第772号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和2年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
8月3日(月)	魚沼市役所旧堀之内庁舎	魚沼市全域
8月4日(火)	魚沼市役所旧小出庁舎	
8月5日(水)		

8月6日(木)		魚沼市地域振興センター	
8月7日(金)		伊米ヶ崎公民館	
8月17日(月)		広神コミュニティセンター	
8月18日(火)		須原第一体育館	
8月19日(水)		魚沼市役所旧入広瀬庁舎	
8月20日から令和3年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第773号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第9条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理機構の事業の特例に関する規程(以下「事業規程」という。)の変更を次のとおり承認した。

令和2年7月3日

新潟県知事 花角 英世

1 事業規程を変更した農地中間管理機構の名称

公益社団法人新潟県農林公社

2 変更概要

農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について(平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官依命通知)の一部改正を踏まえて、文言の整理を行ったもの

3 承認年月日

令和2年6月25日

◎新潟県告示第774号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を令和2年6月23日認可した。

令和2年7月3日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第775号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和2年7月6日から令和2年8月4日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月3日

新潟県佐渡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
佐渡市 佐渡土地改良区連合	佐渡土地改良区連合	維持管理	変更	土地改良事業変更計画書の写し 定款の写し	佐渡市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画

の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市及び加茂市の一部を受益地域とする県営白根郷地区農業用排水施設整備（かんがい排水「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月3日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
令和2年7月6日から令和2年8月4日まで

3 縦覧に供する場所  
新潟市南区役所及び加茂市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、長岡市及び小千谷市の一部を受益地域とする県営大貝原地区農業用排水施設整備（特定農業用管水路等特別対策）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月3日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和2年7月6日から令和2年8月4日まで

## 3 縦覧に供する場所

長岡市役所及び小千谷市役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第778号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営畔屋地区区画整理・農業用排水施設整備(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月3日

新潟県柏崎地域振興局長

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和2年7月6日から令和2年8月4日まで

## 3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申し立て期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市芹川町字囲内1288番1から	新	15.6～30.0メートル	88.0メートル
同市芹川町字囲内1238番1まで	旧	12.0～31.0メートル	88.0メートル

◎新潟県告示第780号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間  
長岡市芹川町字囲内1288番1から同市芹川町字囲内1238番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年7月3日

◎新潟県告示第781号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡寺泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市芹川町字囲内1288番1から	新	21.0～23.0メートル	17.2メートル
同市芹川町字囲内1260番1まで	旧	20.0～22.0メートル	19.1メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更

◎新潟県告示第782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 長岡寺泊線
- 2 供用開始の区間  
長岡市芹川町字圈内1288番1から同市芹川町字圈内1260番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年7月3日

公 告

令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の場所の変更について（公告）

令和2年3月3日付け公告（令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施）の一部を、次のとおり変更する。

令和2年7月3日

新潟県知事 花角 英世

変更後	変更前
2 試験の場所 (1) 学科の試験 ア 二級建築士 (略) パストラル長岡 長岡市今朝白2丁目7番25号 (略) イ 木造建築士 朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号 (2) 設計製図の試験 (略)	2 試験の場所 (1) 学科の試験 ア 二級建築士 (略) 長岡市中央公民館 長岡市幸町2丁目1番1号 (略) イ 木造建築士 新潟工科専門学校 新潟市中央区長潟2丁目1番4号 (2) 設計製図の試験 (略)

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、器具除染用洗浄器について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年7月3日

新潟県立吉田病院長 中村 厚夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
器具除染用洗浄器 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
令和2年11月20日（金）
  - (4) 納入場所  
新潟県立吉田病院 中央材料室
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった



金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和2年7月17日（金）午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和2年7月31日（金）午前9時30分

新潟県立吉田病院 講堂

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

---

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、多用途透析用監視装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

---

令和2年7月3日

新潟県立吉田病院長 中村 厚夫

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

多用途透析用監視装置 4台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年11月20日(金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 透析室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年7月17日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年7月31日(金)午前10時00分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、生化学自動分析装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年7月3日

新潟県立吉田病院長 中村 厚夫

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

生化学自動分析装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年11月20日(金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 検査科

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年7月17日(金)午後5時00分

#### 4 入札、開札の日時及び場所

令和2年7月31日(金)午前10時30分

新潟県立吉田病院 講堂

## 5 その他

## (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、歯科X線診断装置・コンピューテッドラジオグラフについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年7月3日

新潟県立吉田病院長 中村 厚夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

歯科X線診断装置・コンピューテッドラジオグラフ 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和2年11月20日（金）

## (4) 納入場所

新潟県立吉田病院 放射線科

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 959-0242  
新潟県燕市吉田大保町32番14号  
新潟県立吉田病院 経営課  
電話番号 0256-92-5111 内線413
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限  
令和2年7月17日(金)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所  
令和2年7月31日(金)午前11時00分  
新潟県立吉田病院 講堂
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）  
イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全自動輸血検査装置の賃貸借（リース）について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年7月3日

新潟県立吉田病院長 中村 厚夫

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量  
全自動輸血検査装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等
-

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和2年12月1日から令和7年11月30日まで

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 検査科

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年7月17日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年7月31日(金)午前11時30分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

人事委員会規則

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月3日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1853号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則(規則第6-1485号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
所在地	公署及び学校等	区域	所在地	公署及び学校等	区域
(略)			(略)		
柏崎市	(略) <u>東部地区学校給食共 同調理場</u>	柏崎市	柏崎市	(略) <u>鯖石地区学校給食共 同調理場</u> <u>北条地区学校給食共 同調理場</u>	柏崎市
(略)			(略)		
備考	(略)		備考	(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

人事委員会公告

令和2年度新潟県職員採用試験(短大・高校卒業程度)及び新潟県市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験の実施について(公告)

次のとおり新潟県職員採用試験(短大・高校卒業程度)及び新潟県市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験を行う。

令和2年7月3日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

1 試験職種・採用予定人員等

区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
短大卒業程度	司書	1人程度	県立がんセンター新潟病院図書室(新潟市中央区)で、医療従事者向けの司書業務に従事する。
高校卒業程度	一般事務	6人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁若しくは地域機関又は県立学校等で、各種施策の企画立案

			、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事する。
	警察事務	1人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事する。
	総合土木	6人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事する。
	電気	3人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事する。
市町村立義務教育諸学校事務職員	学校事務職員	5人程度	新潟市以外の県内の市町村立義務教育諸学校で、学校運営等に関する総務、学務、財務等の学校事務に従事する。

2 受験資格

(1) 県職員採用試験（短大卒業程度）

平成6年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、司書の資格取得者又は令和3年3月31日までに資格取得見込みの人

(2) 県職員採用試験（高校卒業程度）及び市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験

平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人（ただし、司書は日本の国籍を有しない人も受験可能）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 県職員採用試験（短大・高校卒業程度）については、新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験については、新潟県教育委員会から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

カ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 第1次試験

(1) 方法

ア 県職員採用試験（短大卒業程度）

教養試験及び専門試験を短期大学卒業程度で行う。

イ 県職員採用試験（高校卒業程度。総合土木・電気以外）・市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験  
教養試験を高等学校卒業程度で行う。

作文試験を行う。ただし、第2次試験として評価する。

ウ 県職員採用試験（高校卒業程度。総合土木・電気）

教養試験及び専門試験を高等学校卒業程度で行う。

◎教養試験は、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、筆記試験（択一式）により行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場	
		受験地	場所 所在地
令和2年9月27日（日）	午前9時から 午前9時45分まで	新潟市	新潟市内
		長岡市	県立長岡大手高等学校
			長岡市沖田2丁目357番地
		上越市	県立上越テクノスクール
上越市大字藤野新田333番2			



(3) 合格発表

令和2年10月8日(木)午後1時(予定)に新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) に合格者の受験番号を掲示する。

併せて、第2次試験(面接試験)の日時も掲載する。

4 第2次試験

(1) 方法

第1次試験合格者に対し、適性検査及び面接試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

令和2年10月21日(水)から11月4日(水)まで(予定)のうち、第1次試験合格発表時に指定する日に新潟県庁(新潟市中央区新光町4番地1)(予定)において行う。

(3) 最終合格者の発表

令和2年11月12日(木)午後1時(予定)に新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験合格者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	試験	種目	配点※	基準
短大卒業程度	第1次試験	教養試験	100点	それぞれ正答率3割5分以上 (基準は目安であり、基準を引き下げることがある。)
		専門試験	100点	
	第2次試験	面接試験	130点	50点以上
高校卒業程度 市町村立義務教育諸学校 事務職員	第1次試験	教養試験(全職種共通)	100点	それぞれ正答率3割5分以上 (基準は目安であり、基準を引き下げることがある。)
		専門試験(総合土木・電気)	100点	
	第2次試験	作文試験(総合土木・電気以外)	20点	11点以上
		面接試験(全職種共通)	130点	50点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点(正答数)をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点~100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A: ある受験者の粗点(正答数)

B: 当該種目の平均得点

C: 当該種目の標準偏差

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登録され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて、採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。

なお、市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験による採用は、新潟市以外の県内市町村職員として採用されるものであり、県職員として採用されるものではない。

(2) 前記2「受験資格」の資格の取得見込みを要件として受験した人については、所定の時期までに資格を取得できなかった場合は採用されない。

(3) 採用は原則として令和3年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。

(4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

令和2年度新規学校卒業者の初任給(地域手当を含む)は、司書で168,900円、一般事務、警察事務、総合土木及び電気(高校卒業程度)並びに義務教育諸学校事務職員で154,900円であった。

なお、このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) からダウンロードすることができる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表にそれぞれの試験の種類に応じ「短大・高卒程度試験請求」又は「学校事務試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

原則として、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) から電子申請で申し込むこと。(申請に当たっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

電子申請で申し込むことができない場合は、8月18日(火)午後5時15分までに人事委員会事務局総務課任用係(025-280-5538)まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・電子申請により、令和2年7月3日(金)から8月28日(金)まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、8月28日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

令和2年度新潟県警察官A(大学卒業者)採用試験及び警察官B(大学卒業者以外)採用試験の実施について(公告)

次のとおり新潟県警察官(巡査)の採用試験を行う。

令和2年7月3日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

1 試験職種・採用予定人員・受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
男性警察官A	6人程度	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月31日までに卒業する見込みの人 イ 新潟県人事委員会がアと同等と認める人(以下に掲げる内容に該当する人又は令和3年3月31日までに該当する見込みの人) ・外国において、学校教育における16年の課程を修了した人 ・大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された人 ・専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した人 ・防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、気象大学校大学部を卒業した人 ・職業能力開発総合大学校総合課程(長期課程)を修了した人
女性警察官A	2人程度	
男性警察官B	53人程度	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ただし、警察官Aの受験資格に該当する人を除く
女性警察官B	7人程度	

男性警察官B採用試験の第1次試験は、新潟県が東京都(警視庁)と共同で実施するもので、申込みの際に志望先として新潟県、東京都(警視庁)のいずれかを選択できる。ただし、東京都(警視庁)を第1志望とした場合は、新潟県を第2志望とすることはできない。

2 職務内容

個人の生命・身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

3 欠格条項

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

#### 4 試験日時・会場

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した人について行う。

区分	日時	職種	試験会場
第1次試験	令和2年9月20日(日) 受付時間 午前8時30分から 午前9時30分まで	警察官A	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)
		警察官B	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1) 新潟県立長岡農業高等学校 (長岡市曲新町3丁目13番1号) 新潟県立上越テクノスクール (上越市大字藤野新田333番2)
第2次試験 (新潟県の場合)	令和2年10月11日(日) (予定)及び11月6日 (金)から11月25日(水) (予定)までのうち 指定する日時	警察官A	新潟県庁(予定) (新潟市中央区新光町4番地1)
		警察官B	日時、試験会場は第1次試験の合格者に通知する。

#### 5 試験の方法

##### (1) 第1次試験

試験種目	内容
教養試験	一般的な知識及び知能について、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で択一式による筆記試験を行う。
体力検査I	職務に必要な体力を有するかどうかを検査(腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び)する。

##### (2) 第2次試験

試験種目	内容
論作文試験	課題の理解力、表現力、文章構成力等について筆記試験を行う。 なお、論文試験は警察官A受験者について、作文試験は警察官B受験者について行う。
体力検査II	職務に必要な体力を有するかどうかを検査(20メートルシャトルラン)する。
面接試験	積極性、信頼性、社会性等について面接試験を行う。
適性検査	職務遂行上必要な適性等について検査を行う。面接試験の参考とする。
身体検査	通常の職務遂行に支障を来すおそれのある疾病等の有無について検査を行う。なお、検査には以下の基準がある。

##### ○身体基準

項目	基準(男女共通)
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	職務遂行上支障がないこと。
聴力	職務遂行上支障がないこと。
関節等	職務遂行上支障がないこと。

##### (3) その他

受験資格の有無、受験申込内容の真否について調査する。

#### 6 試験の配点・基準

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験(適性検査を除く。)にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点	基準	
第1次試験	教養試験	警察官A	50点	
		警察官B	45点	
	体力検査I	腕立て伏せ	適否	10点
		反復横跳び		10点
立ち幅跳び		10点		
第2次試験	面接試験	130点	50点以上	
	論作文試験	30点	12点以上	
	体力検査II	20メートルシャトルラン	適否	男性32回以上 女性19回以上
	身体検査	基準内	身体基準のとおり	

○体力検査Iの点数の目安

検査種目	記録		点数
	男性	女性	
腕立て伏せ	15回	5回	5点
反復横跳び	41回	36回	5点
立ち幅跳び	195cm	143cm	5点

\*上記の各種目の記録に対する点数は目安であり、各種目の回数や距離に応じて点数を設定している。基準については男女とも3種目の合計得点が15点以上である。

\*体力検査I・体力検査IIの記録は、第2次試験における面接試験の参考としても利用する。

7 合格者の発表（新潟県を第1志望とした人の場合）

区分	日時	方法
第1次試験合格者	令和2年10月2日(金)午後1時(予定)	県庁の広報展示室(1階)前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に郵送で通知する。
最終合格者	令和2年12月10日(木)午後1時(予定)	県庁の広報展示室(1階)前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に郵送で結果を通知する。

8 合格から採用まで（新潟県の場合）

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登録され、新潟県警察本部長からの請求に応じて推薦され、欠員の状況により順次採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 令和3年3月31日までに大学等を卒業する見込みで警察官A採用試験を受験した人については、同時期までに卒業することができなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は、原則として令和3年4月1日である。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。
- (5) 採用後は巡査に任命され、警察学校へ初任科生として入校し、警察官Aは6か月間、警察官Bは10か月間、それぞれ初任教養を受けた後、新潟県内の各警察署に配置される。

9 給与・待遇等（新潟県の場合）

- (1) 採用後の給料は、令和2年4月1日採用者を例にとると、警察官A採用者で226,243円、警察官B採用者で186,455円（地域手当を含む。）である。また、職歴等がある場合は一定の基準で加算される。
- (2) 採用後は昇給の制度があり、また、期末手当、勤勉手当及び一定の条件により通勤手当、扶養手当、住居手当等も支給される。
- (3) 職務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ、防寒服、雨衣、手袋、靴等が現品で支給される。

10 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、新潟県警察本部警務部警務課、県内の各警察署・交番・駐在所で配布するほか、新潟県警察ホームページからダウンロードすることもできる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8553 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部警務部警務課採用係に請求すること。

(2) 受験申込みの方法

原則として、新潟県警察ホームページから電子申請で申し込むこと。(申請に当たっては、警察官採用案内ページ([https://www.police.pref.niigata.jp/osirase/saiyou/saiyou\\_kan\\_top.html](https://www.police.pref.niigata.jp/osirase/saiyou/saiyou_kan_top.html))に掲載されている「電子申請入力例」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

電子申請で申し込むことができない場合は、県警本部採用係(025-280-0334)まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・電子申請により、令和2年7月3日(金)から8月17日(月)午後5時15分まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、8月17日(月)午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

11 試験に関する事務の委任

次の試験に関する事務を警察本部長に委任する。

- (1) 受験者の募集、申込みの受付
- (2) 教養試験の実施(試験問題の作成・決定及び管理を除く。)
- (3) 第1次試験合格者の決定
- (4) 面接試験の実施
- (5) 論作文試験の実施
- (6) 適性検査の実施
- (7) 体力検査Ⅰ・Ⅱの実施
- (8) 身体検査の実施

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第12号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号)の一部を次のように改正し、令和2年5月26日から実施する。

令和2年7月3日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p><b>第12条 (略)</b></p> <p>2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号(公民権の行使)、第2号(証人等としての出頭)、第3号(骨髄等ドナー休暇)、第5号(結婚休暇)、第6号(産前産後休暇)、第7号(育児休暇)、第14号(災害による現住居の滅失等)、第15号(災害等による出勤困難)、第16号(退勤途上危険回避)、第17号(生理休暇)、第18号(妊産婦の健康診断)、第19号(妊娠中の通勤緩和)、第20号(妊婦の妊娠障害)及び第22号(短期介護休暇)の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号、第20号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。また、第5号については、連続する5日を超えな</p>	<p>(特別休暇)</p> <p><b>第12条 (略)</b></p> <p>2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号(公民権の行使)、第2号(証人等としての出頭)、第3号(骨髄等ドナー休暇)、第5号(結婚休暇)、第6号(産前産後休暇)、第7号(育児休暇)、第14号(災害による現住居の滅失等)、第15号(災害等による出勤困難)、第16号(退勤途上危険回避)、第17号(生理休暇)、第18号(妊産婦の健康診断)、第19号(妊娠中の通勤緩和)、第20号(妊婦の妊娠障害)及び第22号(短期介護休暇)の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号、<u>第18号、第19号</u>、第20号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。また、第5号については、連続</p>

<p>い範囲内で必要と認められる期間とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p><b>第13条</b> 臨時職員は、正規教職員の例に準じ、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年新潟県条例第19号)第2条に規定する場合に、職務に専念する義務を免除されることができる。ただし、<u>教員相当臨時職員は、文部科学大臣の認める各種大学通信教育部において実施する分割面接授業に参加する場合</u>については、この限りではない。</p>	<p>する5日を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p><b>第13条</b> <u>教員相当臨時職員</u>は、正規教職員の例に準じ、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年新潟県条例第19号)第2条に規定する場合に、職務に専念する義務を免除されることができる。ただし、文部大臣の認める各種大学通信教育部において実施する分割面接授業に参加する場合については、この限りではない。</p>
---	---